

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	明石市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和8年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づく国民年金に関する法定受託事務で特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出に関する事務 ②国民年金被保険者の保険料免除・納付猶予等申請の受付に関する事務 ③国民年金被保険者の裁定請求に係る届出に関する事務 ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③システムの名称	国民年金システム・共通宛名システム、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）番号法第9条第1項、及び別表の項番46・項番128、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	－
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活局 市民生活室 国民健康保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
－	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市 市民生活局 市民生活室 国民健康保険課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5070
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書の情報を入力した際は、必ずダブルチェックをするようにしている	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードに加え、静脈情報によって行う権限を設定している。また人事異動があった場合は速やかに権限の修正を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	多田 宏明	菅野 弘	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づく国民年金に関する法定受託事務で特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出に関する事務 ②国民年金被保険者の保険料免除・納付猶予等申請の受付に関する事務 ③国民年金被保険者の裁定請求に係る届出に関する事務 ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務	国民年金法に基づく国民年金に関する法定受託事務で特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出に関する事務 ②国民年金被保険者の保険料免除・納付猶予等申請の受付に関する事務 ③国民年金被保険者の裁定請求に係る届出に関する事務	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第31項・第95項	番号法第9条第1項 別表第一第31項	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 福祉総務課	福祉局 福祉政策室 福祉総務課	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市 政策部 市民相談室 行政情報センター	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	明石市 福祉部 福祉総務課	明石市 福祉局 福祉政策室 福祉総務課	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法に基づく国民年金に関する法定受託事務で特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出に関する事務 ②国民年金被保険者の保険料免除・納付猶予等申請の受付に関する事務 ③国民年金被保険者の裁定請求に係る届出に関する事務	国民年金法に基づく国民年金に関する法定受託事務で特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①国民年金被保険者の資格得喪等の届出に関する事務 ②国民年金被保険者の保険料免除・納付猶予等申請の受付に関する事務 ③国民年金被保険者の裁定請求に係る届出に関する事務 ④年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第31項	番号法第9条第1項 別表第一第31項・第95項	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	菅野 弘	課長	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	(新規)	委託しない	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年5月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民年金システム・共通宛名システム	国民年金システム・共通宛名システム・共通基盤システム	事前	
令和3年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第31項・第95項	番号法第9条第1項 別表第一第31項・第95項、番号法別表第一主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第68条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者人数	平成27年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年5月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	平成27年6月1日時点	令和3年2月1日時点	事前	
令和3年5月10日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	[○] 委託しない	[] 委託しない	事前	
令和3年5月10日	Ⅳ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	(新規)	十分である	事前	
令和6年8月9日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉局 福祉政策室 福祉総務課	市民生活局 市民生活室 国民健康保険課	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市 福祉局 福祉政策室 福祉総務課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5070	明石市 市民生活局 市民生活室 国民健康保険 課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 TEL078-918-5070	事後	軽微な修正 (組織改正に伴うもの)
令和6年8月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第31項・第95 項、番号法別表第一主務省令で定める事務を 定める命令第24条の2、第68条の2	番号法第9条第1項、及び別表46項・第128項、 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条の2、第68条の2	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規)	十分である	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(新規)	申請書の情報を入力した際は、必ずダブル チェックをするようにしている	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	(新規)	権限のない者によって不正に使用されるリスク への対策	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策十分か【再掲】	(新規)	十分である	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和7年7月16日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策十分か【再掲】 判断の根拠	(新規)	システムへのログインは、IDとパスワードに加 え、静脈情報によって行う権限を設定している。 また人事異動があった場合は速やかに権限の 修正を行っている	事後	軽微な修正 (様式変更に伴うもの)
令和8年6月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、及び別表の項番46・項番 128、番号法別表の主務省令で定める事務を定 める命令第24条の2、第68条の2	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(平成25年法 律第27号。以下「番号法」という。)番号法第9条 第1項、及び別表の項番46・項番128、番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令第 24条の2、第68条の2	事後	
令和8年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象者人数	令和3年2月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	
令和8年6月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和3年2月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事前	
令和8年6月30日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策 当該対策十分か【再掲】 判断の根拠	システムへのログインは、IDとパスワードに加 え、静脈情報によって行う権限を設定している。 また人事異動があった場合は速やかに権限の 修正を行っている	システムへのログインは、IDとパスワードに加 え、静脈情報によって行っており、操作権限に についても事務に応じた権限のみを付与してい る。 また人事異動があった場合は速やかに権限の 修正を行っている。	事後	